府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

入札説明書

令和６年１０月

府　　中　　市

目　　次

１　募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑴　事業名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑵　対象となる公共施設等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑶　公共施設等の管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑷　事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑸　地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
⑹　環境対策及び災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
⑺　関係法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　民間事業者募集等のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　入札に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑴　入札参加者の備えるべき参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑵　応募に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
⑶　入札に関する手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
５　参加資格及び入札書類の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
⑴　審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
⑵　落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
６　提案に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
⑴　計画地に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
⑵　処理対象物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
⑶　本施設の設計・建設の提案に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
⑷　本施設の管理運営の提案に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
⑸　事業計画の提案に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
７　事業実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
⑴　特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項・・２７
⑵　本市による本事業の実施状況のモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
８　特定事業契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
⑴　契約手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
⑵　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
資料１　事業スキーム図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
資料２　モニタリング実施要領等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

１　募集の趣旨

府中市（以下「本市」といいます。）は、府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業（以下「本事業」といいます。）について、ＤＢＯ方式により実施するため、令和５年６月１日に「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業　実施方針」（以下「実施方針」といいます。）を公表しました。そして、実施方針に対する質問・意見等を踏まえ、本事業を「特定事業」として選定し、令和５年１０月２日に公表しています。

その後、本市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたっての入札公告を令和５年１０月６日に行いましたが、結果として不調となったため、事業条件及び募集・選定スケジュールを見直すこととし、この度改めて入札公告するものです。

本入札説明書は、本市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものです。事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりで、入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとします。

なお、本入札説明書に併せて配布する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、管理運営委託仮契約書（案）、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義します。また、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、の３つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」といいます。

２　事業の概要

⑴　事業名称

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

⑵　対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

⑶　公共施設等の管理者

府中市長　高野律雄

⑷　事業内容

ア　事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」といいます。）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備及び管理運営を一括して受託するＤＢＯ方式とします。

イ　契約の形態

⑺　本市と事業者は、本事業に係る基本契約を締結します。

⑴　基本契約に基づいて、本市は、設計企業と建設企業による共同企業体等（設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設ＪＶ等」といいます。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結します。

⑼　基本契約に基づいて、本市は、ＳＰＣと管理運営委託契約を締結します。

⑽　特定事業契約の各々についての締結主体を「資料１　事業スキーム図」に示します。

ウ　事業期間

事業期間は、次のとおりとします。

⑺　設計・建設期間

特定事業契約締結日から令和１３年８月まで

a　仮場内整理

特定事業契約締結日から先行解体の着手前まで

なお、特定事業契約締結後、速やかに着手するものとします。

b　先行解体

令和８年７月から新施設の建設工事の着手前まで

c　新施設の建設

先行解体後から令和１１年１１月まで

d　解体対象施設の解体及び跡地整備等

新施設のしゅん工後から令和１３年８月まで

e　管理棟及び既存計量棟の改修又は解体

特定事業契約締結日から令和１３年８月まで

⑴　管理運営期間

令和１１年１２月から令和３１年３月までの１９年４か月間

a　新施設

令和１１年１２月から令和３１年３月までの１９年４か月間

b　管理棟

令和１１年１２月から令和３１年３月まで

c　既存計量棟

令和１１年１２月から令和３１年３月まで

エ　事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市が定める明渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引き継ぐものとします。

オ　事業の対象となる業務範囲

㈠ 事業者が行う業務

a 事前調査等に関する業務

ⓐ 電波障害調査

ⓑ 周辺家屋への日照影響等調査

ⓒ 解体撤去に必要なアスベスト等調査

ⓓ 土壌汚染状況調査

ⓔ その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含みます。）

b 新施設及び解体対象施設の設計・建設に関する業務

ⓐ 新施設機械設備工事

ⓑ 土木・建設工事

ⓒ 解体対象施設撤去工事

ⓓ 跡地整備工事

ⓔ その他の工事

c 改修対象施設の設計・建設に関する業務

ⓐ 管理棟改修工事

ⓑ 既存計量棟改修工事

ⓒ その他の工事

d 本施設の管理運営に関する業務

ⓐ 受付・受入管理業務

ⓑ 運転管理業務

ⓒ 用役管理業務

ⓓ 維持管理業務

ⓔ 環境管理業務

ⓕ 情報管理業務

ⓖ 啓発業務（見学者対応及び行政視察等の本市への対応支援を含みます。）

ⓗ 管理棟の管理運営業務（啓発設備等の運営及び管理棟の維持管理）

ⓘ その他関連業務（近隣住民等の対応、清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの改訂・発行等）

e その他の業務

ⓐ 必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）

ⓑ 交付金申請など本市が行う諸官庁届出等の支援

ⓒ 本市が行う近隣住民等の対応支援

㈡ 本市が行う業務

a 事前調査等に関する業務

ⓐ 建設用地の確保

ⓑ 整備発注に係る測量、地質調査

ⓒ 各種許認可の実施

(d) 生活環境影響調査

b 新施設の整備に関する業務

(a) 事業者が行う新施設の設計及び施工の監理

(b) その他これらを実施する上で必要な業務

c 改修対象施設の整備に関する業務

(a) 事業者が行う改修対象施設の設計及び施工の監理

(b) その他これらを実施する上で必要な業務

d 本施設の管理運営に関する業務

(a) ごみの収集、運搬及び搬入

(b) 既存施設の運転・維持管理（新施設の供用開始まで）

※計量については、新施設の供用開始までとします。

(c) 資源物及び残さ等の売却先・引渡し先の選定

(d) 選別・圧縮した資源物及び残さの搬出及び処分（積込みは事業者所掌）

(e) 資源物等の売却先、引渡し先の選定及び搬出（積込みは事業者所掌）

(f) せん定枝・危険物・有害物・適正処理困難物の搬出及び処分（積込みは事業者所掌）

(g) 事業者が行う施設運営のモニタリング

(h) その他これらを実施する上で必要な業務

e その他の業務

(a) 近隣住民等の対応（本市が負担すべき範囲）

(b) 交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続

(c) 行政視察等の対応

(d) その他これらを実施する上で必要な業務

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりです。

(ｱ) 新施設の整備及び解体対象施設の解体に係る対価

本市は、本施設の事前調査等に関する業務、新施設の整備及び解体対象施設の解体に関する業務に係る対価を、施設整備費として建設ＪＶ等に支払います。なお、原則として出来高に応じて支払うものとします。

(ｲ) 管理棟及び既存計量棟の改修に係る対価

本市は、管理棟及び既存計量棟の改修に係る対価を、施設整備費として建設ＪＶ等に支払います。なお、原則として出来高に応じて支払うものとします。

(ｳ) 本施設の管理運営業務に係る対価

本市は、本施設の管理運営に関する業務に係る対価を、委託料として管理運営期間にわたってＳＰＣに支払います。委託料は、固定料金と変動料金（処理量等に応じて変動）で構成されるものとします。なお、委託料は、年に１回改定することができるものとします。

キ　交付金の申請

本市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定しています。交付金の申請等の手続は本市において行いますが、建設ＪＶ等は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとします。

⑸ 地域貢献

事業者は、本施設の整備及び管理運営において、地元業者を活用するとともに、地域産の資材及び物品の調達、地域内での雇用確保など、本事業を通じて地域の活性化に貢献することとします。

⑹ 環境対策及び災害対策

事業者は、本施設の整備及び管理運営において、効果的な環境対策を実施し、環境負荷の低減や二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本施設の立地等を踏まえた適切な災害対策に努めることとします。

⑺ 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」といいます。）のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならないものとします。

３　民間事業者募集等のスケジュール

民間事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとします。

本事業は次のとおり民間事業者を募集・選定することを予定しています。

表１　募集・選定スケジュール

令和６年１０月１日（火）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和６年１０月１８日（金）～２１日（月）	入札説明書等に対する質問の受付（第１回）
令和６年１１月１８日（月）まで	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第１回）
令和６年１１月２５日（月）～２６日（火）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和６年１２月１０日（火）まで	参加資格審査結果の通知
令和６年１２月１６日（月）～２０日（金）	対面での対話の実施
令和６年１２月２３日（月）～２４日（火）	入札説明書等に対する質問の受付（第２回）
令和７年１月２０日（月）まで	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第２回）
令和７年２月２０日（木）～２６日（水）	入札書類の受付（入札）
令和７年５月中旬	落札者の決定及び公表
令和７年５月下旬	基本協定締結
令和７年７月下旬	特定事業契約の仮契約締結
令和７年９月下旬	特定事業契約の本契約締結

４　入札に関する条件

⑴　入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア　入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとします。

⑺　入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし､次のａ及びｂに掲げる要件を満たすものとします。

ａ　入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業１社を代表企業として定めます。なお、代表企業は、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業又はマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とします。

ｂ　入札参加者を構成する企業は、本事業の設計、建設又は管理運営を行う企業のうち、ＳＰＣに出資する構成員及びＳＰＣに出資しない協力企業とします。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とします。

ｃ　入札参加者を構成する企業は、建設ＪＶ等又は、ＳＰＣから直接業務を請け

負う企業とします。

(ｲ) 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定します。

(ｳ) 落札者は、仮契約締結時までにＳＰＣを本市内において設立するものとします。ただし、本施設の所在地をＳＰＣ本店の所在地として登記することはできません。

(ｴ) 入札参加者の構成企業以外の者のＳＰＣへの出資は認めません。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とします。

(ｵ) 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれの企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

(ｶ) 本事業の設計・建設業務を建設ＪＶにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設ＪＶの代表者となるものとします。

(ｷ) 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできません。なお、本市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とします。

(ｸ) ＳＰＣに出資する全ての企業は特定事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとします。

イ　入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たすものとします。

(ｱ) 共通の要件

ａ　本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

ｂ　本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ｃ　令和５・６年度府中市入札参加資格を有していること。

(ｲ) 設計企業の個別の要件

設計企業のうち、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の設計を担当する設計企業、管理棟の改修設計を担当する設計企業は構成員又は協力企業とし、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業は構成員として、次の要件を満たすものとします。

ａ　マテリアルリサイクル推進施設の建屋の設計を担当する設計企業及び管理棟の改修設計を担当する設計企業

(a) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ｂ　マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業

地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイクル推進施設の元請けでの設計実績を１件以上有すること。なお、プラン

ト設備の設計及び建設を実施する者は同一企業とすること。

⑷ 一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の設計実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が、５トン/５ｈ以上であること。

⑹ ⑷の施設は１年以上の稼働実績を有すること。

㈣ 建設企業の個別の要件

建設企業のうち、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業は構成員とし、管理棟の改修を担当する建設企業及び解体を担当する建設企業は構成員又は協力企業として、次の要件を満たすものとします。

ａ　マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業及び管理棟の改修を担当する建設企業

⑷ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

⑹ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において９００点以上であること。

ｂ　解体を担当する建設企業

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による土木一式工事、建築一式工事及び解体工事のいずれかにつき、特定建設業の許可を受けていること。

ｃ　マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業

⑷ 建設業法第３条第１項の規定による清掃施設工事又は機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けていること。

⑹ 建設業法に規定する清掃施設工事又は機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において１，０００点以上であること。

⑻ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイクル推進施設の元請けでの建設実績を１件以上有すること。

① 一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の建設実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が、５トン/５ｈ以上であること。

② ①の施設は１年以上の稼働実績を有すること。

㈤ 管理運営企業の個別の要件

管理運営企業は、次のａの共通要件を満たすものとします。なお、マテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業については構成員とし、ｂの個別の要件を満たすものとします。

a　管理運営企業の共通の要件

⑷　全ての管理運営企業は、廃棄物処理施設の管理運営に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑸　全ての管理運営企業は、本市の管理運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

b　マテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業

⑷　廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設）の資格を有し、類似施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者を管理運営業務に係る現場総括責任者として、新施設の試運転開始までに配置し、管理運営開始後２年以上配置できること。

⑸　地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイクル推進施設の元請けでの管理運営実績を１件以上有すること。

①　一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の管理運営実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が、５トン/５ｈ以上であること。

②　①の施設は１年以上の稼働実績を有すること。

ウ　入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできないものとします。

⑺　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

⑻　府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者

⑼　清算中の株式会社である企業については、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

⑽　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

⑾　ＰＦＩ法第９条に定める規定に該当する者

⑿　最近１年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者

⒀　本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のある者（資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者を

いいます。）

(ｹ) 本事業の「府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者

エ　参加資格の確認

参加資格は、参加表明書の提出期限日において確認するものとします。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とします。

(2) 応募に関する留意事項

ア　入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなします。

また、提出された入札書類は、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則公開の対象となります。

特に、採用された事業者の入札書類について、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則公開しますので、あらかじめご了承の上、ご提出ください。

イ　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とします。

ウ　入札保証金

入札参加者は、入札金額（消費税及び地方消費税額を含む入札金額）の１００分の３以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号いずれかの要件を満たす場合には、入札保証金は免除します。

(ｱ) 入札者が、保険会社との間で本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合。

(ｲ) 建設企業となる者が、過去２年間に、国（公団を含みます。）又は地方公共団体との間で、本特定事業と種類及び規模をほぼ同じくする建設請負契約を２回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行しており、さらにその者が本事業において建設請負契約を締結しないこととなるおそれがないと本市が判断しうる過去の建設請負契約書の写しを提出した場合。

エ　使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとします。

オ　著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、本市は、本事業の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。

カ　特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとします。

キ　提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却しません。

ク　資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできません。

ケ　予定価格

本事業における予定価格は、２６，９９０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含みません。）とします。なお、予定価格を構成する管理運営委託料の上限は、１０，３９０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含みません。）とします。

入札参加者は、予定価格及び管理運営委託料の上限の範囲内で提案することとします。

コ　入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とします。なお、入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、本件入札の執行を延期又は取りやめる場合があります。

⑺　入札参加者の資格を有しない者のした入札
⑴　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
⑵　入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
⑶　同一事項の入札について２以上の入札書を提出したもの
⑷　他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたもの
⑸　この公告で示した入札の条件に違反したもの

サ　その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとします。

また、入札参加者が１者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行います。

⑶ 入札に関する手続等

ア　入札公告（入札説明書等の公表）

令和６年１０月１日（火）に入札公告し、同日から本市のホームページにおいて入札説明書等を公表します。

なお、要求水準書の添付資料データについては、本市にて入札参加者に直接提供するため、本事業への入札参加を予定する者（法人に限ります。）は本市へ連絡することとします。

⑺ 連絡先

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

イ　現地見学

本事業への入札参加を予定する者（法人に限ります。）は、事前に本施設を見学することができます。本施設の現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこととします。また、入札説明書等に関する説明会は開催しません。

なお、現地見学では本施設の敷地及び既存施設に関する説明のみを行い、質問は受け付けません。質問がある場合は、入札説明書に示す手続きに従って、「入札説明書等に対する質問」において提出してください。

⑺ 見学可能日

見学可能日は、令和６年１０月１１日（金）から令和７年２月５日（水）のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く希望する日程を事前に本市と調整してください。

⑴ 見学可能時間

上記（ア）に示す期間のうち、午前９時から正午、午後１時から午後４時が見学可能です。時間についても事前に本市と調整してください。

⑼ 見学申込方法

本市に電話連絡し日時を調整した上で、「現地見学申込書兼対面対話申込書」（第１号様式）に必要事項を記入し、現地見学３営業日前までに電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、下記（エ）に示す申込先に送信して提出することとします。なお、提出者は電話により、着信の確認を行っ

てください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(ｴ) 見学申込先

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

ウ　入札説明書等に対する質問の受付（第１回）

入札説明書等の内容等に対する第１回質問を次のとおり受け付けます。

(ｱ) 受付期間

令和６年１０月１８日（金）から令和５年１０月２１日（月）午後３時まで

(ｲ) 提出方法

質問の提出方法は、原則として、添付の第２号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、本市に送信して提出することとします。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこととします。

(ｳ) 提出先

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

(ｴ) 入札説明書等に対する質問（第１回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、令和６年１１月１８日（月）までに、本市のホームページにおいて公表します。ただし、提出者名は公表しません。

エ　参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を本市へ持参により提出することとします。

なお、入札参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（第８号様式）を提出することとします。入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはありません。

(ｱ) 受付期間

受付日時は、令和６年１１月２５日（月）から令和６年１１月２６日（火）までとし、午前９時から正午、午後１時から午後３時までの時間帯に限るものとします。

なお、書類を持参する際は本市に事前に連絡をすることとします。

(ｲ) 受付場所

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係

〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

(ｵ) 提出書類

第３号様式から第７号様式その他必要な資料を、まとめて２部提出することとします。

a　参加表明書　（第３号様式）
b　構成企業一覧表　（第４号様式）
c　委任状（代表企業）　（第５号様式）
d　委任状（復代理人）　（第６号様式）
e　参加資格審査申請書　（第７号様式）
f　添付書類

(a) 会社概要
(b) 企業単体の貸借対照表（直近３年分）
(c) 企業単体の損益計算書（直近３年分）
(d) 連結決算の貸借対照表（直近１年分）
(e) 連結決算の損益計算書（直近１年分）
(f) 上記計算書類に係る監査報告の写し
(g) 納税証明書※（法人税、法人事業税、消費税、地方税）
(h) その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※(g)については、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとします。

オ　参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和６年１２月１０日（火）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知します。この際、提案者番号等を併せて通知しますので、提案書の作成に用いてください。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しません。

カ　参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないと判断された場合、令和６年１２月１１日（水）から令和６年１２月１３日（金）までの午前９時から午後３時の間に書面により説明を求めることができます。説明要求に対する回答を、令和６年１２月１９日（木）までに入札参加者の代表企業に対し送付します。

キ　対面での対話の開催

参加資格が認められた入札参加者を対象として、提案書を作成するにあたり、本市においての本事業の位置づけや特徴を理解いただくことを目的に対面での対話を開催します。対面での対話を希望する入札参加者は、次のとおり申し込むこととします。

なお、対面での対話の実施要領については、申し込みがあった場合に別途示すこととします。

(ｱ) 開催日

令和６年１２月１６日（月）から令和６年１２月２０（金）（予定）

(ｲ) 開催時間

開催時間については、対面での対話を希望する入札参加者と本市において調整するものとします。

(ｳ) 申込方法

本市に電話連絡し、開催日を調整した上で、「現地見学申込書兼対面対話申込書」（第１号様式）に必要事項を記入し、対面対話３営業日前までに電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、下記（エ）に示す申込先に送信して提出することとします。なお、提出者は電話により、着信の確認を行ってください。

(ｴ) 対面対話の申込先

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

(ｵ) 対面対話の実施方法

対面対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価等は行いません。また、落札者選定の公平性、透明性を確保する観点から、当日の入札参加者からの質問事項を本市と対面での対話に参加する入札参加者間で相互の確認を実現するため、原則としてこれら全ての質問事項を第２回入札説明書等に対する質問（第２号様式）にて所定の手順に従い、提出することとします。

本市は、これらの質問に対する回答は、競争性、公平性の観点から公表が必要と判断した場合に限りホームページにて公表するものとし、それ以外の入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、対話を実施した入札参加者に対して個別に送付するものとします。

ク　入札説明書等に対する質問の受付（第２回）

入札説明書等の内容等に対する第２回質問を次のとおり受け付けます。

(ｱ) 受付期間

令和６年１２月２３日（月）から令和６年１２月２４日（火）午後３時まで

(ｲ) 提出方法

質問の提出方法は、原則として、添付の第２号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、本市に送信して提出することとします。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこととします。

(ｳ) 提出先

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

(ｴ) 入札説明書等に対する質問（第２回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、令和７年１月２０日（月）までに、本市のホームページにおいて公表します。ただし、提出者名は公表しません。

ケ　入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、下記の要領により本事業に関する入札書類（入札書、確認書、誓約書、提案書及び設計図書）を受け付けます。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めないこととします。提出書類を確認後、本市は受領書を発行します。

(ｱ) 受付日時

受付日時は、令和７年２月２０日（木）から令和７年２月２６日（水）までとし、午前９時から正午、午後１時から午後３時までの時間帯に限るものとします。

なお、書類を持参する際は本市に事前に連絡をすることとします。

(ｲ) 受付場所

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係
〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地
府中市リサイクルプラザ内
○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp
○電話番号：０４２－３６５－０５０２

(ｳ) 入札書類

a　入札書類提出書（第９号様式）

綴じずに１部提出すること。

b　入札書（第１０号様式）及び施設整備費内訳書（第１０－１号様式）

封筒に入れ封印し、事業名、宛先、代表企業名を表記して１部提出すること。

c　本施設の性能に関する確認書（第１１－１号様式）及び要求水準に関する誓約書（第１１－２号様式）

綴じずに１部提出すること。

d　提案書

⑷　設計・建設業務、管理運営業務提案書（第１２号様式）

⑸　事業計画提案書（第１３号様式）

e　設計図書

⑷　施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

⑸　提案仕様書（要求水準書を元に提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの）

⑹　図面

①　全体配置図

②　動線計画図（先行解体中、新施設建設中、解体・跡地整備中、設計・建設業務完了後）

③　見学者動線計画図

④　建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）

⑤　建築仕上図

⑥　各階機器配置平面図

⑦　機器配置断面図（各処理系列の配置がわかるもの）

⑧　鳥瞰図

⑨　電気設備主回路単線系統図

⑺　フローシート

①　ごみ、集じん

②　給排水

⑻　設計書等

①　運転計画書（稼働日・停止日がわかるもの）

②　物質収支計算書

③　用役収支計算書

④　主要機器設計計算書

⑼　工事工程表

⑽　管理運営期間中の本施設の維持管理計画一覧表（主要な点検、補修、更新等がわかるもの）

⑾　解体計画（仮設計画、保全、清掃、解体、撤去、処理、運搬、処分方法、リサイクル等の各計画）

⑿　管理棟改修設計基本計画書（改修計画がわかる図面類を含む）

⒀　管理棟改修工事計画書（仮設計画、移転計画、改修工事工程表を含む）

⑵　提案書作成要領

a　提案書については、第１２号様式～第１３号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、Ａ４判・縦長・左綴じ（Ａ３判は横長で一連とし折り込むこと。）、片面印刷、正本１部、副本１９部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定

める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ１１ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。

b　設計図書については、Ａ３判、片面印刷で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本１部、副本２６部を提出すること。

なお、副本のうち７部については、Ａ３サイズをＡ４サイズに縮小し、両面印刷で長辺綴じとすること。

c　提案書及び設計図書については、内容データを記録したＣＤ－Ｒを２部提出すること。なお、使用ソフトはMicrosoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式（Windows対応）とすること。

d　提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用して差し支えない。また、着色は自由とする。

e　ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本１部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。

f　各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

コ　提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施します。なお、詳細については追って通知します。

サ　開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとします。なお、日時・場所については追って通知します。

シ　その他

本市が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとします。

5　参加資格及び入札書類の審査

⑴ 審査及び選定に関する事項

ア　府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において行います。委員名は落札者の決定後に公表する予定です。

入札参加者が、落札者決定までに、委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格となります。

イ　審査の手順及び方法

㋐　参加資格審査

本市は、入札参加者から提出された参加資格審査申請書等について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知します。参加資格要件を満たしていない場合は失格となります。

㋑　入札書類審査

a　提案書類審査

ⓐ　提案内容の基礎審査

本市は、提案書類（提案書及び設計図書）に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認します。基礎審査項目について１項目でも満たさないことが確認された場合は失格となります。

ⓑ　提案内容の加点審査

選定委員会は、落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行います。

b　開札

本市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を選定委員会に報告します。なお、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格となります。

c　最優秀提案の選定

選定委員会は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定します。総合評価値の最も高い提案が２以上ある場合は、当該提案のうち、提案内容の加点審査に関する事項の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定します。なお、総合評価値及び提案内容の加点審査に関する事項の得点の両方について最も高い提案が２以上ある場合は、審査項目の「２.事業計画に関する事項」の「（３）地

域への貢献」についての評価が最も高い提案を最優秀提案として選定します。それでも該当する提案が２以上ある場合には、該当提案者によるくじにより最優秀提案を選定するものとします。

⑵　落札者の決定

本市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、本市のホームページにおいて公表します。

6　提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりです。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、参加表明書、参加資格審査申請書類及び入札書類を作成することとします。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求水準を満たしていない場合は失格となります。

⑴　計画地に関する事項

ア　計画地の概要

表２　計画地に関する事項

住　　所	東京都府中市四谷６丁目５８番地（府中市リサイクルプラザ敷地内）
面　　積	２０，５４２．６６㎡
区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
建ぺい率	６０％以内
容 積 率	２００％以内
日影規制	５ｍを超える範囲：４時間以上 １０ｍを超える範囲：２．５時間以上（測定水平面４ｍ）
緑 化 率	建築物の上：屋上面積の２５％以上 （東京における自然の保護と回復に関する条例） 地　上　部：空地面積の３０％以上 （府中市公共施設の緑化基準）
そ の 他	府中市水害ハザードマップ ・想定浸水深（０．５ｍ以上３．０ｍ未満） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

イ　既存施設の概要

既存施設の概要は次表のとおりです。

表３　既存施設の概要

施設名	施設概要
選別棟	処 理 能 力：６０ｔ/日 処理対象物：燃やさないごみ、容器包装プラスチック
管理棟	処 理 能 力：４．６ｔ/日 処理対象物：ペットボトル
資源棟	処 理 能 力：４９．５ｔ/日 処理対象物：ふとん、粗大ごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、びん、かん
保管棟	第一保管棟、第二保管棟、第三保管棟
その他施設	既存計量棟、除害施設、車庫、駐車場スペース、門扉、柵、外構設備等

※処理能力はしゅん工当時の数値です。

ウ　新施設の概要

表４　新施設の概要

全体	建設予定地	東京都府中市四谷６丁目５８番地 （府中市リサイクルプラザ内）
	敷地面積	２０，５４２．６６㎡
新施設（マテリアルリサイクル推進施設）	施設規模	(1) 燃やさないごみ　：１３．６ｔ/５ｈ (2) 粗大ごみ　：８．２ｔ/５ｈ (3) プラスチック　：２１．８ｔ/５ｈ (4) びん　：９．０ｔ/５ｈ (5) かん　：２．８ｔ/５ｈ (6) ペットボトル　：４．４ｔ/５ｈ (7) ふとん　：０．５ｔ/５ｈ (8) その他、有害ごみ、危険ごみ、せん定枝の受入ヤード（仮置ヤード）を設ける。
	処理方式	破砕・選別・圧縮・こん包・保管
その他施設	計量棟、仮置ヤード、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障	

エ　解体対象施設

(ｱ) 選別棟

(ｲ) 管理棟のペットボトル処理施設

(ｳ) 資源棟

(ｴ) 第一保管棟

(ｵ) 第二保管棟

(ｶ) 第三保管棟

(ｷ) 車庫

(ｸ) 除害施設

(ｹ) 駐車場スペース

(ｺ) その他解体が必要な施設（外構設備、植栽等を含みます。）

オ　改修対象施設

(ｱ) 管理棟

(ｲ) 既存計量棟

(2) 処理対象物

処理対象物は次のとおりとします。

ア　燃やさないごみ

イ　粗大ごみ

ウ　プラスチック

エ　びん

オ　かん

カ　ペットボトル
キ　ふとん
ク　その他、有害ごみ・危険ごみ、せん定枝等（受入れのみ）

⑶　本施設の設計・建設の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の設計」及び「本施設の建設」については、要求水準書に従い、入札書類を作成することとします。

⑷　本施設の管理運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の管理運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成することとします。

⑸　事業計画の提案に関する条件

ア　本施設の整備に係る対価

本市は、建設ＪＶ等が実施する本施設の整備に係る対価を建設工事請負契約に基づき支払います。支払は、令和７年度から令和１３年度までの各年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとしますが、初年度（令和７年度）の支払いはないものとします。なお、前払金は建設工事請負契約に基づき支払うものとしますが、初年度は前払金を請求できないものとします。

イ　本施設の管理運営に係る対価

⑺　管理運営委託料の構成

本市は、本施設の管理運営業務に係る対価を管理運営委託料として、管理運営期間にわたりＳＰＣに支払います。管理運営委託料は、管理運営開始１年目の１２月（令和１１年１２月１日～１２月末日）分を初回として、以降１か月ごとに、運営開始２０年目の３月（令和３１年３月１日～３月末日）までの期間支払われるものとします。

管理運営委託料は、廃棄物搬入量に関わらない固定料金（補修費（※）を除きすべての支払期において同額）と廃棄物搬入量に応じて支払う変動料金（ごみ等の処理量等に応じて変動）からなります。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

固定料金については、年度ごとの金額を提案するものとし、補修費を除いた費用は全ての支払期の額を同額とします。なお、補修費は各年度の補修計画に合わせた金額を提案し、支払金額の変動は認めますが、支払金額の平準化について、一定の配慮をしてください。

※補修費：維持管理費のうち、点検補修費を指す。法定点検費は含まない。

管理運営委託料の構成は、次のとおりです。

表５　管理運営委託料の構成

施設区分	提案を求める単価等	単位
マテリアルリサイクル推進施設	・年度毎の固定料金（各年度） ・変動料金単価（処理対象物毎）	円／年 円／ｔ
管理棟	・年度毎の固定料金（各年度）	円／年

なお、入札に当たっての管理運営委託料の算定は、令和１１年度から令和３０年度までの間、次に示す年間搬入廃棄物量があるものとして行うこととします。

表６　管理運営委託料算定に用いる年間搬入廃棄物量（単位：t／年）

処理対象物	令和 １１年度	令和 １２年度	令和 １３年度	令和 １４年度～ 令和 ３０年度
燃やさないごみ	1,028	2,801	2,798	2,795
粗大ごみ	638	1,913	1,911	1,909
プラスチック	1,596	5,166	5,161	5,155
びん	670	2,009	2,007	2,004
かん	223	670	669	668
ペットボトル	319	957	956	955
その他、 有害ごみ、 危険ごみ、 せん定枝等	73	212	212	212

⑷　物価変動による改定

a　改定の条件

管理運営委託料は、物価変動に基づき年１回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とします。ただし、前回改定時からの物価変動が±１．５％以内の場合には改定しません。なお、変動の大小にかかわらず、ＳＰＣは物価変動の判断に用いる指数について、本市へ書面により毎年報告を行うこととします。

毎年、７月末時点で公表されている最新の指標（直近１２か月分の平均値）に基づき見直しを行い、各年度の管理運営委託料を確定します。改定された管理運営委託料は、翌年度の４月以降の支払に反映させます。

b　物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則としますが、事業者にて当該指標以外を用いる必要性がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定めるものとします。

⑷ 消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）と変動傾向が著しく乖離がある費目がある場合において、異なる指数を用いることについて協議を行うことも可とします。その場合は、事業計画に関する提案書（様式集第１３号様式における固定料金内訳書又は変動料金内訳書）に、当該費目の提案金額を明記するものとします。また、入札参加者の提案する指数は「信頼性があり恣意性のない団体の公表するデータ」、「継続性のある指数」、「入手方法が容易な指数」とします。

⑸ 消費税率変更があった場合には、その影響を除外して計算することとします。

⑹ 指数取得後に遡及訂正等が行われた場合であっても、改定率の再計算は行わず、以降の見直し時にも取得時点の指数を使用します。ただし、基準年の変更が行われた場合は、最新基準年における指数を使用します。

⑺ 用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について本市と事業者との間で協議して定めるものとします。

c　改定の計算方法

管理運営委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行います。

$$Y = X \times \alpha$$

Ｙ：改定後の当該費用（税抜）

Ｘ：前回改定後の当該費用（税抜、第１回目の改定が行われるまでは管理運営委託契約書に示された支払額）

$$\alpha：\text{改定率} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

⑷ 当該指数については上記ｂに示すとおりです。

⑸ 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とします。

⑹ 当該改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

⑺ 計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入するものとします。

d　消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市のＳＰＣへの支払に係る消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担します。

ウ　リスク管理の方針

⑺　基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。

⑷　リスク分担

本事業に伴うリスクに関する本市と民間事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとします。

エ　保険

建設企業は、組立保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等の必要な保険に加入することとします。

同様に、ＳＰＣは、第三者賠償保険等の必要な保険に加入することとします。

また、本市は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入します。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって本施設に損害が生じた場合において、本市が加入する建物総合損害共済にて保険金が填補された場合は、本市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとします。

7　事業実施に関する事項

⑴　特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

ア　係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従うものとします。

イ　管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

ウ　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定めます。

⑵　本市による本事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の管理運営について、モニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定めます。なお、管理運営に関するモニタリングについては、次項及び「資料２　モニタリング実施要領等」によるものとします。

ア　モニタリング

本市は、ＳＰＣが実施する委託業務及びＳＰＣの財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととします。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施します。また、本市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施します。

イ　支払の減額等

管理運営委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、管理運営委託料の減額等を行うことがあります。減額等の方法については管理運営委託契約に規定しますが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定します。

⑺　サービス水準の充足

⑴　上記⑺を満たさない事項が本市に及ぼす影響度

⑵　上記⑺を満たさない事項に対する改善

（本市が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。）

８　特定事業契約に関する事項

⑴　契約手続

ア　本市は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結します。

イ　落札者はＳＰＣを設立し、落札者、ＳＰＣ及び本市で基本契約の仮契約を締結します。

ウ　基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本市は、建設ＪＶ等と建設工事請負契約の仮契約を締結します。また、ＳＰＣと管理運営委託契約の仮契約を締結します。

エ　これらの仮契約は、全て建設工事請負契約の仮契約が本市議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずるものとします。

なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が本市議会の議決を得ることができなかったときは、特定事業契約は成立せず、全ての仮契約は、その効力を失います。

オ　契約保証金

⑺　建設工事請負契約については施設整備費の１００分の１０以上とします。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約によるものとします。

⑴　管理運営委託契約については、契約に定める各年度の管理運営委託料の１００分の１０以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとします。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託契約によるものとします。

⑵　その他

ア　議会の承認

本市は、本事業の特定事業契約の締結について、令和７年９月の議会に議案を提出する予定です。

イ　情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行います。

ウ　入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとします。

○事務局：府中市　生活環境部　資源循環推進課　施設係

〒１８３－００３５　東京都府中市四谷６丁目５８番地

府中市リサイクルプラザ内

○Ｅメールアドレス：risaikuru02@city.fuchu.tokyo.jp

○電話番号：０４２－３６５－０５０２

資料１　事業スキーム図

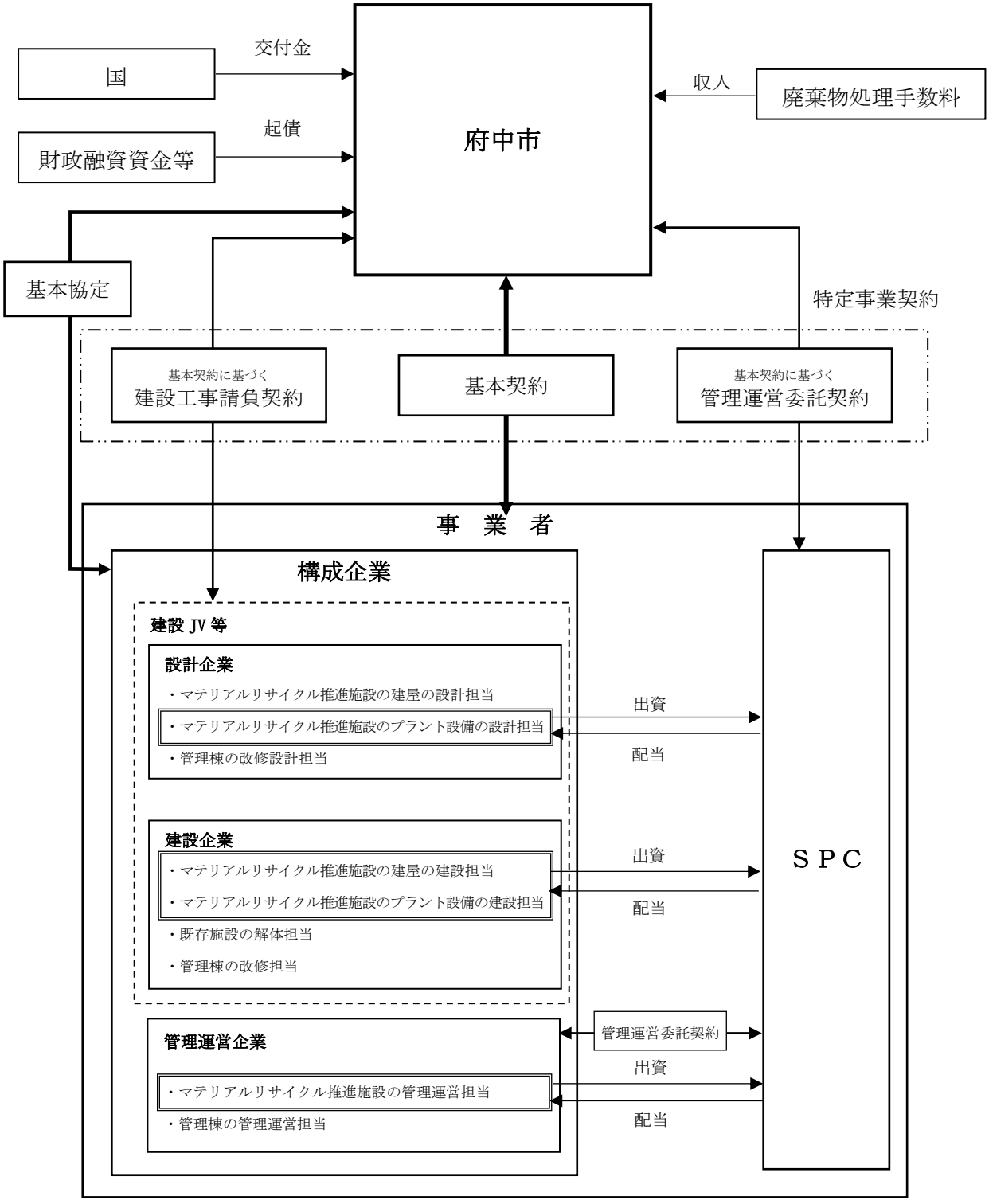

※ 構成企業のうち二重線で囲われた企業（マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設担当及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設担当並びにマテリアルリサイクル推進施設の管理運営担当）は、ＳＰＣへ出資する構成員とします。それ以外の企業については、ＳＰＣへ出資しない協力企業でも可とします。

資料２　モニタリング実施要領等

１　モニタリングの実施要領

本市は、事業期間にわたり、管理運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、ＳＰＣの業務内容が基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書もしくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される管理運営に関する内容を満足していないと本市が判断した場合、次のフローに示す手続（月毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。

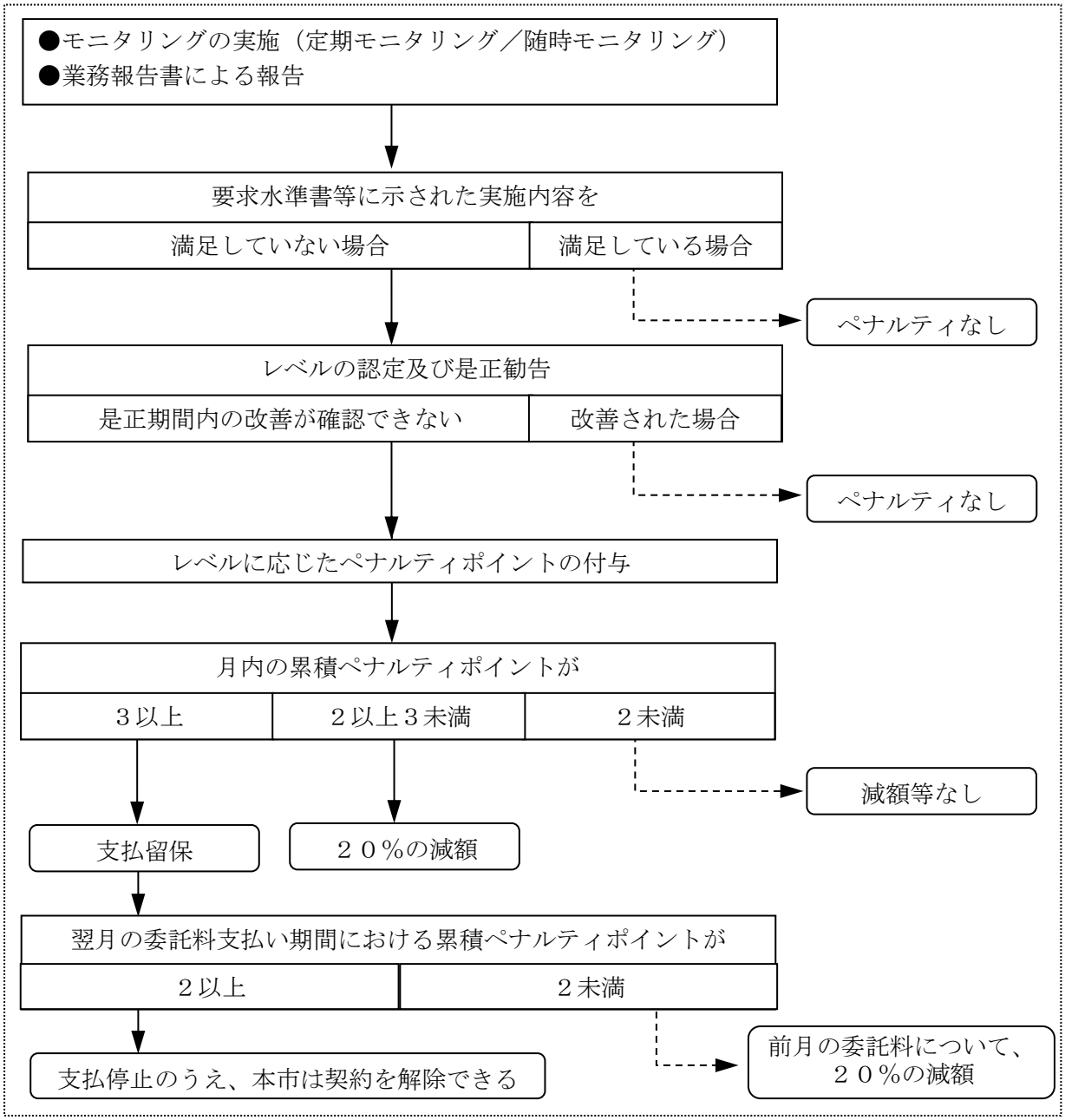

２　委託料の減額方法

⑴　減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各月において本市が支払う委託料とする。

⑵　減額等の措置を講じる事態

ＳＰＣの責任により、基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書もしくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される管理運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル１	是正しなければ、本事業に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル２	是正しなければ､本事業に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

⑶　減額等の決定過程

ア　レベル１又はレベル２の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本市は、その程度、緊急度等を勘案し、ＳＰＣに相当な是正期間を提示する。

イ　ＳＰＣは、本市の提示する是正期間内にレベル１又はレベル２の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、１日につき、レベル１は１ポイント、レベル２は２ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ　本市及びＳＰＣは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

⑷　委託料の減額の金額算定方法

ア　ある月の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
２未満	減額等なし
２以上３未満	２０％の減額
３以上	支払留保

イ　アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、月毎になされるものとし、複数の月にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい月においては、再び、０から加算されるものとする。

ウ　ある月（「支払停止月」）において累積ペナルティポイントが３以上加算された場合に、次の月（「翌月」）における累積ペナルティポイントの加算が２未満であれば、翌月における業務遂行を支払の対象とする支払期日において、翌月にかかる支払金額に、支払停止月にかかる委託料の８０％に相当する金額を加算して支払う。

翌月における累積ペナルティポイントが２以上の場合には、支払停止月にかかる委託料は１００％の減額がなされたものとし、如何なる場合にも、一切支払われないものとする。

３　契約の解除

支払停止月の累積ペナルティポイントが３以上の場合で、翌月の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが２以上であれば、本市は契約を解除することができる。

入札説明書等で用いる用語の定義は次のとおりです。

本市	：府中市をいう。
本事業	：府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業をいう。
本施設	：府中市リサイクルプラザをいう。
既存施設	：本施設の敷地内に設置されている既存の施設等をいい、選別棟、管理棟、資源棟、各保管棟、既存計量棟、除害施設、車庫、駐車場スペース、門扉、柵、外構設備等を総称していう。
新施設	：本施設の敷地内に新たに整備するマテリアルリサイクル推進施設をいい、計量棟、仮置ヤード、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障、新施設から管理棟間の渡り廊下等が含まれる。
解体対象施設	：既存施設のうち、選別棟、管理棟のペットボトル処理施設、資源棟、各保管棟、車庫、除害施設、駐車場スペース、その他解体が必要な施設を総称していい、解体及び撤去工事の対象となる施設をいう。
改修対象施設	：既存施設のうち、管理棟及び既存計量棟をいい、改修対象となる施設を総称していう。
管理運営	：本施設の管理運営（運転、維持管理、補修等を含む。）をいう。
特定事業の選定	：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第７条に規定されている事項。同法の趣旨に基づき実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
選別棟	：燃やさないごみ、容器包装プラスチックを中間処理する既存施設をいい、新施設供用開始後に解体撤去する施設をいう。
管理棟	：本市が本施設を管理するための施設であり、ペットボトルの中間処理施設、事務室、会議室、休憩室及びリサイクル品の展示販売等をする設備で構成され、改修対象施設となる施設をいう。なお、管理棟のペットボトル処理施設は新施設の供用開始後に解体撤去する。
資源棟	：燃やさないごみの破砕工程、粗大ごみ、容器包装プラスチック、びん、かん、有害ごみを中間処理する既存施設をいい、新施設の供用開始後に解体撤去する施設をいう。
既存計量棟	：本施設に設置されている既存の計量棟であり、改修対象施設となる施設をいう。
ＤＢＯ方式	：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民間活力推進手法をいう。
ＳＰＣ	：選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する事業会社をいう。
事業者	：本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業（落札者）及びＳＰＣで構成される。

設計企業　　：本事業の整備のうち設計を行う者をいう。
建設企業　　：本事業の整備のうち建設を行う者をいう。
管理運営企業　：本事業の管理運営を行う者をいう。
入札参加者　　：本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業　　：入札参加者を構成する企業をいう。
構成員　　：構成企業のうち、ＳＰＣへ出資する企業をいう。
協力企業　　：構成企業のうち、ＳＰＣへ出資しない企業をいう。
代表企業　　：入札参加者を代表する企業をいう。ＳＰＣの最大出資者となる。
建設ＪＶ　　：本市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。
基本協定　　：落札者決定後すぐに、本市と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約　　：事業者に本事業を一括で発注するために、本市と事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約　：本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設ＪＶ等が締結する契約をいう。
管理運営委託契約　：本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とＳＰＣが締結する契約をいう。
特定事業契約　　：基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の３つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング　　：事業者が実施する設計・建設及び管理運営の実施状況についての本市の監視をいう。